

## 浄化槽設置の補助金制度

掛川市では、水質汚濁の主な原因である水洗トイレからのし尿や、台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を削減し、美しい河川や海を取り戻すため、浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

### 1 浄化槽設置整備事業費補助金制度の概要

#### (1) 補助金交付対象者

補助対象区域内で、住宅等に10人槽以下の環境配慮型浄化槽を設置する者  
ただし、次の方は除く

ア 建築確認申請又は浄化槽設置届を提出していない方

イ 販売や賃貸の目的で住宅等を建築する方

ウ 住宅等を借りている方で賃貸人の承諾が得られない方

エ 合併浄化槽から合併浄化槽の付け替え（人槽に限らず）

オ 合併浄化槽設置住宅からの転居、農業集落排水、コミプラ以外の集合処理施設から転居する方（集合住宅、借家、市外からの転入、分家は除く）

#### (2) 補助金の額

(令和7年4月1日から)

区分	補助限度額		
	新築、増築又は改築に伴い環境配慮型浄化槽を設置するもの。	既設の単独浄化槽を環境配慮型浄化槽に付け替えるもの及び、くみ取り便所を水洗化するために環境配慮型浄化槽を設置するもの。	既設の単独浄化槽及びくみ取り便所から環境配慮型浄化槽への付け替えに併せ宅内配管工事を行う場合の配管工事費
補助対象区域	次の区域を除く、掛川市全域。 ア 公共下水道事業認可区域 イ 集中処理浄化槽を設置した住宅団地の区域 ウ 農業集落排水事業が完了した区域		
5人槽	332,000円	492,000円	300,000円(上限)
6～7人槽	414,000円	704,000円	300,000円(上限)
8～10人槽	548,000円	1,038,000円	300,000円(上限)

※「既設の単独浄化槽を環境配慮型浄化槽に付け替える」とは、家の増改築を伴わない工事です。

### 2 補助金の申請手続きについて

補助金の交付を受けるには、浄化槽を設置する前に補助金申請が必要です。

※この補助事業は、予算の範囲内で対象基数の枠が決まっています。

※国が定める「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、年度をまたぐ浄化槽設置工事は、補助金交付の対象外となります。

※補助対象か否かについてご不明な点がある場合は、申請前に下水道課にてご確認ください。

#### お問い合わせ

掛川市役所 下水道課 生活排水係  
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の2  
掛川浄化センター  
TEL 0537-21-1170 FAX 0537-21-1304

# 浄化槽設置整備事業費補助金交付申請チェック票

このチェック票で、補助金交付対象者であることを確認してから、補助金申請書を提出すること。  
(補助金申請時に提出すること)

開始

